

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(1) サービス利用料金に係る自己負担額	437円	543円	584円	652円	722円	790円	856円
(2) 送迎加算	※ 片道 184円 往復 368円 送迎を行った場合に負担						
(3) サービス提供体制強化加算	● (I) イ・・・・・・18円 ○ (I) ロ・・・・・・12円 ○ (II) (III)・・・・・・6円						
(4) 看護体制加算	要支援1・2は (4) (5) 対象外	○ (I)・・・・・・4円		○ (II)・・・・・・8円			
(5) 夜勤職員配置加算		○ (I) イ・・・・・・12円		○ (II) イ・・・・・・23円			
(6) 認知症行動・心理症状緊急対応加算	※ 200円 (対象者のみ) (7日間を限度)						
(7) 若年性認知症利用者受入加算	※ 120円 (対象者のみ)						
(8) 介護職員処遇改善加算	● (I)・・・・・・ { (1) ~ (7) の月総額 } × 0.083 円						

上記料金は1割負担額を記載していますが、介護保険負担割合証により、2割または3割の負担が生じる場合があります。

保険者の交付する介護保険負担限度額認定証による

補足給付	市 町 村 民 税 非 課 税 世 帯								市 町 村 民 税 課 税 世 帯	
	第1段階		第2段階		第3段階		第4段階			
		<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市区町村民税を課税されていないで、高齢福祉年金を受給されている方 生活保護等を受給されている方 		<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市区町村民税を課税されていないで、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方 		<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市区町村民税を課税されていないで、左記第2段階以外の方 		<ul style="list-style-type: none"> 左記以外の方 非課税世帯であっても (1) 配偶者が課税されている。 (2) 単身で1千万円超、夫婦で2千万円超の預貯金等を保有している。場合 		
(9) 居住費に係る負担限度額	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室
	0円	320円	370円	420円	370円	820円	840円	1,150円		
(10) 食事に係る負担限度額	300円		390円		650円		1,380円			
食費は負担限度額認定内であれば実際に召し上った額をご負担いただきます。(朝食240円 昼食600円 夕食540円)										

負担限度額認定を受けていない場合は、居住費・食事に係る負担とも第4段階適応になります。

サービス利用に係る自己負担合計	(1) + (3) + (4) + (5) + (8) + (9) + (10) の合計	※ (2) (6) (7) は対象の場合に負担
-----------------	--	-------------------------

- 上記加算については、●で平成30年8月1日から算定予定の加算を記しておりますが、職員配置等の関係により、○の加算を追加算定または、○の加算に変更する場合、若しくは●の加算を廃止する場合があります。
- 実費利用などを挟み、実質連続30日を超えるご利用については、連続30日を超えた日から利用料が1日当たり30円の減額となります。
- その他、日常生活に必要な諸費用は実費にてご負担いただきます。
- 居室の選定は、原則として施設で判断をさせていただきます。